



東地申 第3号 2019年度営業関係施策(その2)について 【池袋駅】

その1

1. 池袋駅において、これまでの営業関係施策に伴うトレース結果、現状発生している問題を示すとともに解決策を具体的に示すこと。

会社回答 池袋駅では、様々な見直しを実施してきたが、順調に推移しているものと認識している。今後もお客さまのご利用状況を踏まえ必要な対応を行っていく考えである。

組合：出札 825 窓口の欠務が出ているなどの問題が出ているがどうか。

会社：お客さまのご利用状況や繁閑に合わせて**駅長の裁量で作業ダイヤの見直しを行った。**

組合：波動の考えは標準窓+ α の考え方だと認識している。今回の見直しは、標準窓を波動化しており波動の考え方にはならない。標準窓を要員不足により開けることが出来ないと認識している。

会社：標準窓を波動窓にすることはある。標準数の変更があれば提案をする必要があると考えるが、今回は標準数の変更はないため駅長の裁量で出来るという認識である。必要な周知を行ってきた。

組合：サービスマネージャーが改札へ勤務指定されている理由はなにか。
サービスマネージャーを導入してきた経緯から比べるとどうか。

会社：機器類のスキル維持とサービスレベルを向上させていくために入っている。
他のパートの勤務に入ることは問題ない。

組合：サービスマネージャーの配置の目的は案内がメインになっている。他のパートに勤務指定することは確認してきた目的から外れており、認められない。よって勤務指定することは認められない。

会社：出改札等の担務に入ってスキル維持する事は必要であり、勤務を指定してスキル維持を行っていくという事である。

組合：スキル維持のためには担務に入らなくては出来ないということは確認する。サービスマネージャーの配置目的を考えれば、勤務指定をすることは出来ないと考えている。勤務指定の認識は合わない。

組合：支社からも応援が来ているのか。要員が足りないのか。

会社：4月、5月で7徹17日勤の応援が来た。怪我や病気で長期間休む事象は発生し、要員が足りない状況が認識できたため支社から応援体制をとった。

組合：管理者で出来なかったのか。駅総体で対応をしていくと言っているのは支社である。

会社：お客さまに迷惑をかけるわけにはいかないので支社から応援という判断をした。

指摘

波動の考え方は標準窓+ α である。

標準ダイヤから減らすことは波動ではない！

サービスマネージャー配置の目的は案内である。

他パートに勤務指定をすることは認められない！

確認

駅長の裁量で波動ダイヤに変更をした場合

その時点で標準数の変更は行わない。

スキル維持のためには担務に入らなくては出来ない。

その2へ